

論説

刑事施設におけるアンガーマネジメント

－奈良少年刑務所における取組を中心に－

高野光司

本田恵子

- 1 はじめに
- 2 アンガーマネジメントについて
- 3 奈良少年刑務所における取組について
- 4 おわりに

1 はじめに

近年、少年院出院者の再非行率および刑務所出所者の再犯者率の高さが社会問題化している。平成 24 年版犯罪白書（法務省、2012）¹によると、一般刑法犯により検挙された者における再非行少年率は、平成 9 年を底として毎年上昇を続け、平成 23 年には 32.7% となった。少年の場合、暴力犯罪における割合は特に高く、平成 22 年には、強盗、傷害・暴行、恐喝の全てが 50% を上回っていた²。また、再犯者率は、平成 9 年から一貫して上昇し続け、平成 23 年は 43.8% となった。こうした状況を鑑みて、政府は再犯罪防止対策を「世界一安全な国、日本」復活の礎とも言うべき重要な政策課題」と位置づけ、重点施策として、①対象者の特性に応じた指導及び支援を強化する、②社会における「居場所」と「出番」を作る、③再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し、更に効果的な対策を検討・実施する、④広く国民に理解さ

れ、支えられた社会復帰を実現する、という 4 点を提唱している³。①の具体的内容として、「少年・若年者及び初入者に対する指導及び支援」が掲げられているが、再非行少年率の高さを加味すると、暴力犯罪の再犯防止対策は最優先事項のひとつと考えられる。

ところで、法務省（2012）によると、現在の少年院における処遇は、犯罪的傾向の程度および心身の状況等に応じて短期処遇と長期処遇に分けられている。処遇の中核は矯正教育であり、在院者ごとに作成された個別的処遇計画に基づいて、生活指導、職業補導、教科教育、保健・体育および特別活動の 5 つの領域で指導が行われる。それに対し、刑務所における処遇の中核は、刑務作業、改善指導、教科指導であり、改善指導は一般改善指導と特別改善指導に分けられている。一般改善指導が、被害者感情の理解および贖罪意識の醸成、心身の健康の増進、社会適応に必要なスキルの獲得の 3 つを目的とした指導であるのに対して、特別改善指導は、改善更生および円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対し、その事情の改善のために行われる指導であり、薬物依存離脱指導、暴力団離脱指導、性犯罪再犯防止指導、被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導、就労支援指導の 6 つが実施されている。

我が国の矯正教育について、宮古（2009）⁴は、SST（Social Skills Training）の導入や、発達障害を有する少年への取組の有益性および被害者の視点を取り入れていく動きの活発化に言及した上で、「なお我が国の少年矯正の本質」は、「少年院教官が発展させてきた独自の精神主義的訓育を基底に据えた経験則的実践にある」とし、「日本の矯正教育においては、処遇技法や処遇効果の実証研究はほとんど行われていないのが現状」と指摘し、「日本の矯正教育は、効果検証という視点が脆弱」であり、「その実践を理論化、体系化、あるいは言語化していく研究は、今後重要になってくる」と指摘している。宮古（2009）の知見は矯正教育に関するものであるが、犯罪対策閣僚会議（2012）が、再犯に至る要因の実証的な分析や各施策の効果検証の実施を重点施策に盛り込んでいることを加味すると、刑務所における処遇にも同様の傾向がみられるものと推測される。

そこで、本稿では、まず、暴力防止に関わるアプローチとしてアンガーマ

ネージメントを紹介し、その国内における動向について論ずる。次に、アンガーマネージメントを用いた実証的研究として、奈良少年刑務所における取組を紹介する。最後に、我が国の矯正への示唆と展望という視座で、奈良少年刑務所での実践からみえる我が国の刑事政策上の課題について論じる。

2 アンガーマネージメントについて

Potter-Efron (2005)⁵によれば、アンガーマネージメントとは、不必要な怒りの増大や表現の防止、適切な怒りの表現の促進、対立解消スキルの学習の援助を目的としており、怒りのコントロールに困難を抱える者を対象として、その個人の特徴（ニーズ・得意分野・能力）に応じて適切な介入技法を選択しながら展開されるアプローチである。一方、本田（2007）⁶は、アンガーは「単なる「怒り」ではなく、悲しみや悔しさや苛立ち、焦燥感、嫉妬など、いろいろな気持ちを含んで」いると述べ、アンガーとは「さまざま感情が入り乱れ、混沌とした状態」と定義している（本田, 2010）⁷。そして、Figure 1 に示した「行動変容が定着するまでのプロセス」（本田, 2011）⁸に基づいて、ストレスマネージメント、認知行動療法（Cognitive Behavioral Therapy; CBT）、SST を複合的に組み合わせたアンガーマネージメント・プログラム（本田, 2010）を提案している。

「怒り」以外の感情を扱っている点だけでなく、「第 3 課程」を設定している点で本田（2010）のアンガーマネージメント・プログラムは独特である。本田（2010）は、第 3 課程を、「自分が持っている特性を受容し、家族や生きてきた環境を受容する中で、「ありのままの自分」を受容する」課程として重視しているが、こうした内容は、アイデンティティーが重視される欧米社会におけるアンガーマネージメントには見られないものである。

Potter-Efron (2005) の主張するような介入の柔軟性に加えて、本田（2010）が「アンガー」の概念を怒り以外の感情へと拡大したことや、「犯罪者の再犯防止に有効であり、近年、精神医療の分野で実績を上げていた認知行動療法」（佐藤, 2011）⁹に基づく専門的処遇プログラムが 2007 年に更生保護の分野で施行されていたこと等が相まって、認知行動療法を含んだ心理療法である

アンガーマネジメントは、我が国の更生保護や矯正処遇において耳目を集めるアプローチとなっている。現在、アンガーマネジメントの要素は、更生保護における暴力防止プログラムに取り入れられるだけでなく、法務教官や刑務官をはじめとする矯正職員および家裁調査官や保護司の研修にも取り入れられている。しかし、我が国のアンガーマネジメントに関する研究・報告は、学校教育や医療・看護に関わるものが散見されるものの、矯正処遇に関わるものは極めて少ないので現状である。今後、非行少年や受刑者を対象とした実践と効果検証が行われ、知見が積み上げられていくことが望まれる。

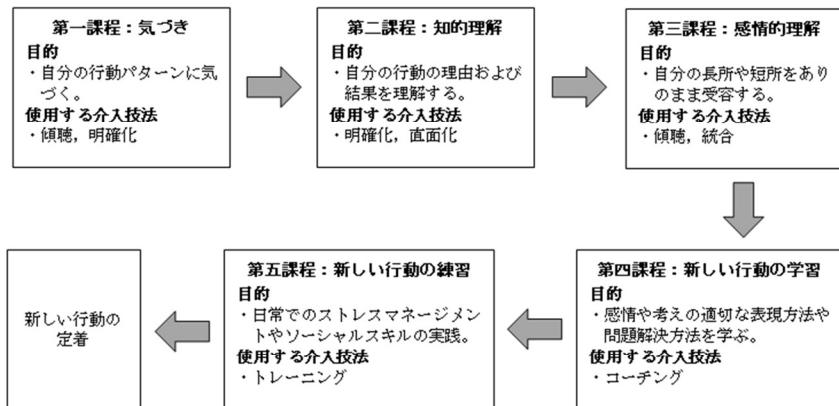


Figure 1 行動変容が定着するまでのプロセス：本田（2011）を改編して作成

3 奈良少年刑務所における取組について

1 奈良少年刑務所の処遇

奈良少年刑務所は、主に、犯罪傾向の進んでいない少年および26歳以下の若年受刑者を収容している施設である。他の成人矯正施設と同様に、矯正指導は、刑務作業、改善指導、教科指導、刑執行開始時および釈放前の指導

の4つから構成されている。ただし、特別改善指導の1つである「暴力団離脱指導」は行われておらず、それに代わる一般改善指導として、「暴力回避教育」が実施されている点が特色である。以下、奈良少年刑務所におけるアンガーマネージメント導入の経緯を概観し、その意義について、矯正施設入所者の知的能力の観点から論ずる。

(1) アンガーマネージメント導入の経緯 住田・高野・小西・宮脇(2012)

¹⁰によれば、奈良少年刑務所では、以前から継続されていた暴力問題への取組と指導が、一般改善指導への編成に伴い、問題性の高い者への、より内容の深い指導を目的とした、「CBTに基づく暴力回避教育プログラム」(以下、Aプログラムという)へと再構築された。このプログラムは一定の効果をあげ、年間の懲罰件数は徐々に減少した。しかし、CBTを基盤としているため、実際に使用する課題やプログラムの求める学習理解に一定水準の知的機能が求められることとなり、水準に達しないことを理由に対象外となる受刑者が無視できない数存在していることが問題視された。また、知的機能に制約のある受刑者は、自己表現が苦手で、言葉で適切に表現できないからこそ、暴力という表現方法を使わざるをえないと考えられ、かえって教育の必要性が高いとも思われた。そこで、知能指数(以下、IQという)が85以下の受刑者を対象として、2010年に「アンガーマネージメントに基づく暴力回避教育プログラム」(以下、Bプログラムという)¹¹が作成・導入され、Aプログラムと並行して展開されることとなった。

(2) アンガーマネージメント導入の意義 知的障害は、精神障害や人格障害と並ぶ非行や犯罪のハイリスク要因の1つとされている。我が国の場合、少年および若年受刑者の知的機能に関する公的統計資料は無いが、平成23年から過去5年間の新受刑者における一般刑法犯の知能指数別の比率(法務省、2012)¹²は、IQ相当値80~89の者が最も多く、次いで70~79の者が多い。この事実は、我が国の矯正施設において、IQ70~84の領域である境界知能の入所者の割合が最も多いことを示唆しており、このような傾向は少年や若年受刑者にも共通するものと考えられる。

境界知能の者は、平均的な知能の者に比べて、抽象的な内容を理解する力が弱いため、自身の考えや感情を把握し、言語化することに困難を抱えやす

い。また、学習内容を理解し、記憶することも苦手としていることが多い。しかし、精神遅滞ほどには知的機能が低くないために特別な支援も受けられないまま見過ごされることが多く、結果として、社会面や学習面でのつまずきを経験しやすい。境界知能の非行少年や若年受刑者の場合、こうした先天的要因に基づく失敗経験の繰り返したことによって、劣等感が強く、自己肯定感が低いという心理的特性を有している可能性がある。

犯罪対策閣僚会議（2012）は、少年期から成人後数年間における再犯防止対策の重要性を指摘し、個々の発達上の課題等を的確に把握しながら指導・支援すると述べているが、再犯防止対策の効果を高めるためには、「個々の発達上の課題」の中に境界知能という概念を取り入れ、その心理・社会面及び行動面の特性について検討することが必要と思われる。奈良少年刑務所におけるBプログラムの導入および効果検証は、施設の特徴として、再犯率の高さが懸念される若年及び初入の暴力事犯者が対象となりやすいだけでなく、全国の矯正施設の中で最も高い割合を占めている可能性の高い境界知能の受刑者への介入を試みている点で、我が国の再犯防止対策にとって重要な試みといえる。

2 Bプログラムの実施状況

Bプログラムは2010年から実施され、2012年で3期目を迎えていた。本稿執筆段階では第3期が終了していないため、以下、第1期・第2期を中心にプログラムの特徴や実施状況について論じる。

(1) プログラムの構成と特徴 Bプログラムは、「行動変容が定着するまでのプロセス」（本田、2011）に基づいた全4課程で構成され（Table 1）、第5課程は施設内外での生活において実施するものとしている。4課程は13回のセッション¹³から構成されており、終了後に2回のフォローアップ¹⁴が実施される。各セッションは、全体に対して学習内容や作業内容の教示が行われた後、小グループに分かれてワークシートの記入および記入内容の検討を行い、その内容を全体で共有するという流れを繰り返しながら進められる。小グループの構成は、原則として対象者2名に対してファシリテーター1名であるが、状況に応じて、全体での活動を進めるファシリテーターが介

入することになっている。

B プログラムは、アンガーマネジメントを基盤としているため、対象者の特性に応じて多面的に介入が行われるが、境界知能の非行少年や若年受刑者が対象の中心となっているため、その展開および内容は独特なものとなっている。B プログラムの展開および内容における主な特徴として、以下の 3 点が挙げられる。

第 1 は、対象者の暴力に対する家庭環境の影響および対象者が大切にしている価値観を扱っている点である。こうした内容が組み込まれているのは、「行動変容が定着するまでのプロセス」(本田, 2011) に沿ってプログラムが展開されるためである。第 3 課程において、対象者は、家族画やワークシートを用いて家族や価値観について整理する。そして、それらの活動を通じて明確化された対象者の欲求を守る方法として、暴力が適当かどうかを検討するのである。暴力に対するこだわりが強い場合には、暴力を用いることで対象者が守ろうとしているものを再度明確化することになる。

第 2 は、対象者の知的機能に合わせた教材を利用している点である。B プログラムでは、対象者の知的機能を考慮して、独自の教材を開発している¹⁵。使用するワークシートは、文字量を抑え、絵図などの視覚情報を多用したものとなっている。SST においても、受刑者が実際に経験したトラブルに基づいて作成された場面カードを利用している。対象者が自身をより投影しやすいよう配慮して、施設内外の服装と類似した絵が描かれている。

第 3 は、A プログラムに比べて行動面への介入の割合が多い点である。これは、対象者の知的機能を考慮して、具体的な内容を増やしたためである。全てのセッションは前後半に分けられ、前半の 45 分でストレスマネジメントや SST による行動面への介入が行われ、後半の 45 分で CBT による認知面への介入が行われる。第 4 課程は前後半とも SST をを行い、1 つの技能に対して 2 場面を練習する。

(2) 対象者 B プログラムの対象者は、「施設収容後も暴言や暴力を繰り返している IQ85 以下の者」を条件として、1 期につき 6~8 名が選定される。第 3 期を含めた対象者の合計は 20 名（全員男性）で、プログラム開始時の平均年齢は 24.05 歳（標準偏差 3.04）であり、平均 IQ 相当値は 78.20

(標準偏差 4.59) であった。主な罪名は、傷害致死 2 名、強盗致傷 5 名、暴行 1 名、傷害 3 名、強姦致傷 1 名、強盗 2 名、窃盗 4 名、覚醒剤取締法違反 1 名、児童福祉法違反 1 名で、暴力事犯者の割合は 70.0% であった。施設収容前に暴力団や暴走族などの反社会的組織に加入していた者はいなかった。

(3) ファシリテーター 第 1 期のファシリテーターは 5 名（法務教官 4 名と著者）であり、第 2 期以降は 4 名（法務教官 3 名と著者）であった。4 名の法務教官は、以前から奈良少年刑務所において改善指導に携わっており、A プログラムのファシリテーターも務めていた。B プログラム実施前に、5 名とも対象者の見立てや面接に関する研修を受講し、プログラム実施中は定期的にスーパーヴァイズ（以下、SV という）を受けた¹⁶。

(4) 対象者の様子およびファシリテーターの介入 対象者の様子は、プログラムの展開に応じて変化し、それを受けたファシリテーターの介入方針も修正された。各課程における対象者の様子およびファシリテーターの介入は、第 1 期から第 3 期を通じて、以下のような点で共通していた。

第 1 課程では、対象者は問題意識が低く、選定されたから参加しているという受動的な態度の者が多くみられた。指導の最初に、「今の気持ち」をワークシートに記入するように促すと、「何が起きるのか」という不安感や、刑務作業に従事するよりはよいという気楽さを記述する者が多かった。活動中の様子から、面識のない者に対して警戒心を抱いている対象者が多いことが伺われた。こうした状況を踏まえて、ファシリテーターは受容的な雰囲気を醸成するよう努め、「傾聴」や「明確化」という面接技法を用いて、対象者の話を受容的に聴くこととした。一方で、適切な取組を促すため、参加にあたって必要とされる態度や行動を繰り返し説明した。

第 2 課程では、変化の可能性に関心を示す対象者が多い一方で、全体的に行動化へは消極的であった。学習内容について「確かにそうすれば変わるかもしれない」と発言する対象者も現れるなど、プログラムの内容が自身の行動変容に必要であることを理解し、参加意欲を高める者が多かった。しかし、他の対象者を意識し、実際に行動を変容することをためらう様子も見られた。こうした状況を踏まえて、ファシリテーターは受容的雰囲気を維持するよう努めた。また、対象者の行動や考え方の傾向を「明確化」し、対象者が自身

Table 1 B プログラムの概要

課程	回数	テーマ	内 容
第一課程 (気づき)	#1	暴力を振るいそうな場面や、振った場面での身体感覚の変化と、気持ちの量の変化に気づく。	<ul style="list-style-type: none"> 感情が高まるにつれて、身体感覚がどのように変化するか気づく。 興奮を鎮める方法を学習する。
	#2	暴力を振るいそうな場面や、振った場面での「引き金」に気づく。	<ul style="list-style-type: none"> 自分がカッとなった場面での「引き金」を整理し、その時の感情や身体感覚の変化を理解する。 「引き金」になる刺激を減らす方法を学習する。
第二課程 (知的理解)	#3	暴力を振るいそうな場面や、振った場面での「引き金」と自分の反応を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> 暴力を振った場面を振り返り、その時の「引き金」と反応を整理する。 暴力に繋がりやすい考え方と、冷静になる方法を学習する。
	#4	暴力を振るいそうな場面や、振った場面での考え方を整理し、暴力に繋がりにくい考え方を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> 暴力を振った場面を振り返り、その時の「引き金」、「考え方」、「行動」を整理する。 暴力に繋がりにくい考え方を学習する。
	#5	暴力を振るいそうな場面や、振った場面での考え方を整理し、暴力に繋がりにくい状況の捉え方を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> 暴力を振った場面を振り返り、その時の「引き金」、「考え方」、「行動」を整理する。 暴力に繋がりにくい状況の捉え方を学習する。
	#6	本件犯行時の「状況」、「考え方」、「結果」を整理し、自分を犯罪に向かわせやすい環境や考え方を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> 本件犯行時の状況や結果を可視化して整理する。 本件犯行時の考え方を整理し、犯罪に至った考え方を明確にする。
	#7	自分の家族への思いや、これまでの家族との関係を振り返る。	<ul style="list-style-type: none"> 自分と家族との関係を絵や図にして整理する。 家族の誰に、どのような感情や考え持っているかを考える。
	#8	自分の価値観を整理し、その価値観と暴力との関係を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> 自分が大切に思うことを整理し、なぜ大切なかを考える。 自分が大切に思うことと暴力の関係を考える。
第三課程 (受容)	#9	男らしさや自分らしさを、考え方や行動として理解する。	<ul style="list-style-type: none"> 自分が「男らしい」と思っている行動がもたらした結果について振り返る。 自分の望む自己像について考える。
	#10	相手と問題解決をする際に必要な考え方(自分と相手の権利)を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> 黙ることで状況が悪化した場面について理解を深める。 自分の言い分を適切に伝える方法を練習する。
	#11	相手と問題解決をする際に必要な考え方(自分と相手の権利)を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> 非難されたり拒否されたりしたように感じる場面について理解を深める。 人によって場面の捉え方が違うことを学習する。
第四課程 (新しい行動の学習・練習)	#12	ケンカと話し合いの違いを理解する。	<ul style="list-style-type: none"> 話し合いが決裂した場面について理解を深める。 話の聞き方や意見の伝え方を復習し、適切な解決方法の提案の仕方を学習する。
	#13	問題解決に乗ってくれそうにない相手への対処法を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> 問題を解決できそうにない相手とのトラブル場面について理解を深める。 解決できない時の考え方や話の終わらせ方を学習する。

の問題に気づけるように働きかけた。加えて、対象者にとって新規な知識を反復的に指導した。

第3課程では、自身の問題に対処しようと試み、行動を変化させ始める対象者が多かった。自身の問題に対処することに葛藤を感じ、回避的態度を示す者も現れた。プログラムへの参加拒否や他者とのトラブルといった問題が生じやすかった。こうした状況を踏まえ、ファシリテーターは厳格さと受容的態度を使い分けながら対象者と接するように努めた。「直面化」という面接技法を用いて対象者を問題と向き合わせる一方で、対象者の家庭環境や価値観を受容的に聴き、必要に応じてプログラム外での個別対応を行った。

第4課程では、問題解決に向けて積極的な行動を示す対象者が多くなった。SSTに熱心に取り組む者が多くなり、施設内で他の受刑者から受けた挑発をやり過ごせたことを報告する者が現れるようになった。一方で、プログラム終了後の生活に対する不安感を示す者や、グループが解散することに対する喪失感を示す者もいた。こうした状況を踏まえ、ファシリテーターは対象者の自己肯定感や自己効力感を高めるように努めた。具体的には、対象者の成長した点を積極的にフィードバックし、抱えている問題に対する具体的な対処法を指導した。必要に応じてプログラム外での個別対応を行い、対象者の心情安定を図った。

3 B プログラムの効果

奈良少年刑務所では、Bプログラムの効果測定にあたり、プログラム前後に絵画一欲求不満テスト（Picture-Frustration Study; P-F スタディ）を実施している。P-F スタディとは、24種の欲求不満を生じさせるような場面を提示し、それぞれの場面に対する被験者の反応を問うテストであり、被験者の攻撃性の程度ではなく、攻撃性の表出形態を測ることができる。P-F スタディを効果測定のツールとしたのは、アンガーマネジメントの目的（Potter-Efron, 2005）を踏まえた場合、対象者が不満等感情をどのように表現するかを測定することが適当と考えたためである。

しかし、暴力などの攻撃行動は、実生活におけるさまざまな誘因によって生じるため、P-F スタディのみで効果測定を行うことは適当ではない。そこ

で、対象者の懲罰件数および施設内での生活状況の変化によって、B プログラムの長期的效果を検証した。具体的には、懲罰件数、施設内における評価、増加した行動を指標とした。以下、P-F スタディの変化および対象者の施設内での生活状況の変化について論ずる。本稿執筆段階で第 3 期の効果測定は終了していないため、データ等は第 1 期・第 2 期の対象者に関するものである。

(1) P-F スタディの変化 PF スタディにおいて、それぞれの場面に対する被験者の反応は、“主張性”を意味するアグレッショングと呼ばれる¹⁷。アグレッショングは、3 つの方向（他責、自責、無責）と 3 つの型（障害優位、自我防衛、要求固執）にしたがって、9 つの評点因子（他責逡巡、他罰、他責固執、自責逡巡、自罰、自責固執、無責逡巡、無罰、無責固執）に分類される。第 1 期・第 2 期の対象者 14 名のアグレッショングの方向と型および評点因子の平均を算出し、B プログラム前後で比較した結果を Figure 2・3 に示す。

対象者数が少なく、統計処理は行えないものの、アグレッショングの方向では、欲求不満の原因を他者や環境に帰属する傾向を示す他責が減少した一方で、欲求不満の原因を自分に帰属する傾向を示す自責や、原因を何にも帰属しない傾向を示す無責が増加した。また、アグレッショングの型では、欲求不満の原因の指摘・協調の方法を示す逡巡反応や、ストレスから自分を守る方法を示す自我防衛がやや減少した一方で、欲求不満の解決を図る方法を示す要求固執が増加した。これらの変化は、B プログラムにより、対象者が、「欲求不満の原因が生じたのは、他者や環境のせいではなく、自分のせいである」と考えたり、「欲求不満の原因が生じたのは誰のせいでもない」と考えたりするようになった可能性や、欲求不満場面において、より解決志向の反応を示すようになった可能性を示唆している。

より詳細な変化を確認するため、アグレッショングの方向や型の下位項目である評点因子をみると、まず、他責の下位項目である他責逡巡、他罰、他責固執は、プログラム後に全て減少した。最も大きく変化したのは、他者に直接的な敵意を向ける反応を示す他罰であり、次いで、不満の原因を指摘・強調する反応を示す他責逡巡であった。次に、自責の下位項目である自責逡巡、

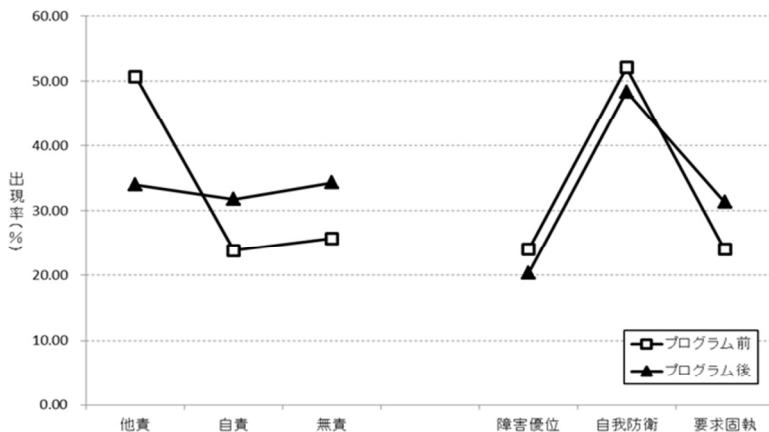


Figure 2 アグレッショングの方向と型の変化

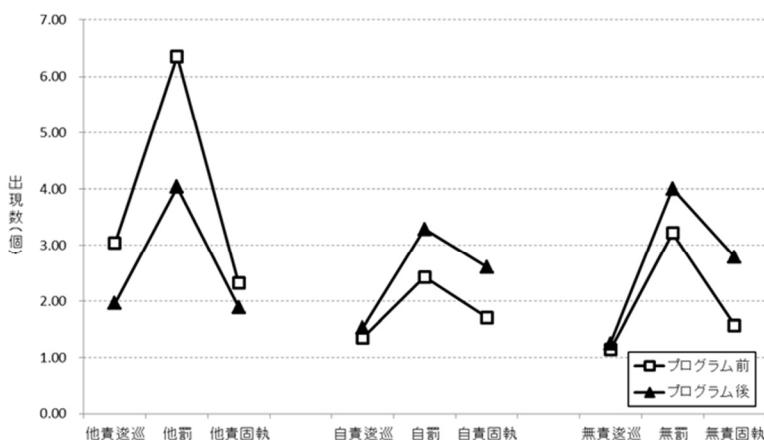


Figure 3 評点因子の変化

自罰、自責固執は、プログラム後に全て増加した。最も大きく変化したのは、自分で欲求不満の原因を解決する反応を示す自責固執であり、次いで、とがめや非難を自分に向ける反応を示す自罰であった。最後に、無責の下位項目

である無責逡巡、無罰、無責固執は、プログラム後に全て増加した。最も大きく変化したのは、我慢などの方法によって問題が過ぎ去るのを待つ反応を示す無責固執であり、次いで、相手を許す反応を示す無罰であった。これらの変化をアグレッションの方向と型の変化と統合すると、B プログラムにより、①対象者が、自身の欲求を妨げる障害の原因を他者や環境に求め、不満を表したり、他者や環境を非難したりすることが少なくなったこと、②対象者が、自身の欲求を妨げる障害の原因を自分に求めて謝罪したり、その障害は誰の責任でもないと考えて相手を許したりすることが多くなったこと、③対象者が、自身の欲求を妨げる障害を自力で克服しようとしたり、我慢してやり過ごそうしたりするが多くなったこと、の 3 点が示唆される。したがって、B プログラムは、対象者の暴力行為の低減に一定の効果を持つと考えられる。

(2) 施設内における変化 まず、懲罰件数であるが、第 1 期・第 2 期の対象者 14 名のうち、本稿執筆時点で懲罰を受けた者は 4 名であり、懲罰件数の合計は 5 件（作業拒否 1 件、器物損壊 1 件、口論 3 件）であった。プログラム前には、全対象者に複数回の懲罰歴があったことから、プログラム後の懲罰歴は少なくとも 5 分の 1 程度に減少した可能性が示唆された。4 名に懲罰を受けるに至った経緯を確認したところ、作業拒否をした 1 名は、刑務作業時に他の受刑者から繰り返し挑発されたため、それを避けるための行動であったと話した。器物損壊をした 1 名は、刑務作業時に他の受刑者から無視や反抗を繰り返されたため、何度も我慢したが、最終的に物に当たったとのことであった。口論をした 2 名は、刑務作業時に他の受刑者から挑発され、職員や知り合いの受刑者に愚痴をこぼしていたものの、最終的に暴言を言ったとのことであった。これらの供述から、懲罰を受けた対象者の場合、暴力や暴言を回避しようとしていた可能性が示唆された。

次に、施設内での評価であるが、プログラム後に複数名の対象者が職業訓練生に選抜され、刑務作業時の作業責任者や指導補助となった。また、1 名は外部通勤生に選抜された。さらに、第 2 期の対象者が、刑務作業時に相談できる相手として第 1 期の対象者を挙げることもあった。これらの変化から、対象者の施設内での生活状況が安定し、刑務作業への取組が向上するととも

に、他の受刑者からの信頼を受けている可能性が示唆された。

最後に、増加した行動であるが、Bプログラムのファシリテーターを務めた法務教官にヒアリングを行った結果、「相談する」行動が増加したことが指摘された。具体的なエピソードとして、法務教官に対して、施設内の対人関係について愚痴をこぼす者や、出所後の生活に対する不安や、家族関係に関する悩みを相談する者が現れたことが報告された。これらの変化から、Bプログラムを通じて対象者と法務教官の間に信頼関係が形成された可能性が示唆された。

以上の結果から、対象者の暴力行為の低減に対するBプログラムの長期的効果が示唆された。また、自己肯定感や自尊感情が高まる一方で、他者への警戒感や不信感が低減されることにより、対象者の施設内での生活状況が改善される可能性が考えられる。

4 Bプログラムの課題

奈良少年刑務所における、境界知能の受刑者に対する暴力回避教育では、対象となる若年受刑者の暴力行為の低減に対して、作成されたBプログラムが一定の効果を持つことが示唆されている。一方で、プログラムの課題として、以下の3点が考えられている。

第1は、プログラムの構成の問題である。対象者となる受刑者は、指導内容の理解と記憶に困難を抱える可能性が高く、現在の2週間に1度というセッションの頻度では、プログラムの効果が低減する可能性がある。また、動機づけの低い対象者の場合、彼らの参加意欲を高めるまでに数回のセッションを要してしまい、プログラムの効果が低減することも考えられる。今後、プログラムの効果を高めていくためには、セッションの頻度や回数を増加させることも含めて、適当なセッションの頻度や回数を検討していく必要がある。

第2は、対象者の選別の問題である。現在の取組では、IQと施設内における暴力行為の2点を対象者の選定条件としている。その結果、対象者には物質関連障害やその他の精神疾患を抱える者など、様々な特性の者が含まれた状態となっている。対象者によっては、プログラムを通じて攻撃性が亢進

される可能性も否定できないため、今後は、対象者の抱える問題ごとに効果検証を行い、どの対象者にも一定の効果をあげる内容や展開を検討していく必要がある。

第3は、効果測定に関わる問題である。現在はP-Fスタディを主な測定ツールとして、対象者の攻撃性の表現形態を測定している。しかし、暴力や暴言等の攻撃行動が生じる要因は様々である。したがって、対象者の攻撃性を多面的に測定するツールを開発し、Bプログラムが対象者のどのような面に作用しているのかを検証していく必要がある。

また、現在の取組では、出所後の対象者の状態は確認されていない。プログラムの効果を検証するためには、明確な枠組みがなく、信頼関係の築けた職員もいない状況における対象者の行動を調査することが重要である。犯罪対策閣僚会議（2012）が「2年以内再入率」を再犯防止対策の指標に掲げていることを鑑みても、出所後のフォローアップも含めた効果測定を行っていく必要がある。

4 おわりに

本稿では、現在、矯正や更生保護の領域で耳目を集めているアンガーマネジメントについて概観し、矯正処遇におけるアンガーマネジメントの具体例として、奈良少年刑務所における取組を紹介した。以下、奈良少年刑務所における実践の中で著者が感じた刑事政策上の課題を2点論じ、本稿を閉じることとする。

第1は、再犯防止対策の出所後の継続性に関する課題である。Bプログラムの対象者の多くは、保護観察の時点で暴力防止プログラムを受講する可能性が高い。既述したように、暴力防止プログラムにはアンガーマネジメントの要素が取り入れられているため、Bプログラム受講時の情報を引継ぐことで、対象者に対する再犯罪防止対策の一貫性が高まると考えられる。しかし、現在は、対象者がワークシート等の成果物や効果測定のフィードバックなどを持って出所することは、制度的な問題で許可されていない。結果として、それらは廃棄せざるをえない。こうした状態は、「再犯防止に向けた総合

対策」(犯罪対策閣僚会議, 2012)における「刑務所及び少年院に収容中から出所及び出院後まで一貫性を持って継続的に進める」という方針と相反するものと思われる。今後、Bプログラムにおける対象者の情報が更生保護へと引継がれる体制が整備されることが望まれる。

第2は、矯正職員の専門性の向上に関する課題である。現在、少年院や刑務所などの矯正施設では様々な処遇が行われているが、それらの中には、刑務所における特別改善指導のように、医学や心理学をはじめとした様々な専門的知識に基づいて作成されたものが含まれている。本稿で紹介したBプログラムの場合にも、その基盤にはストレスマネジメント・CBT・SSTといった専門的知識があり、プログラムの展開にあたっては、「傾聴」「明確化」「直面化」などの面接技法を理解している必要がある。こうした状況を考えると、処遇に携わる矯正職員には、多種多様な知識や技能が求められていると言わざるをえない。しかし、本田(2011)が矯正職員に期待する力量として、「見立て、及び面接力」を挙げた上で、「個別処遇計画を見ても、誰にでもあてはまるような一般的な書き方にとどまっており、その少年の特性に応じた具体的な日常の行動への対応策に結びついていない」と指摘していることを鑑みると、矯正職員の専門性として求められるだけの知識や技能の質と量に対して、現状が追い付いていないことが推測される。そして、そのような状況が生じている要因の1つには、現行の研修体制や研修内容の問題が考えられる。今後、矯正職員の専門性として期待される要因が精査され、それに見合った研修体制や研修内容が検討されることが望まれる。

- 1 法務総合研究所 2012 平成24年版犯罪白書
- 2 法務総合研究所 2011 平成23年版犯罪白書
- 3 犯罪対策閣僚会議 2012 再犯防止に向けた総合対策
- 4 宮古紀宏 2009 エビデンス・ベイスト思潮にみられる教育学的意義と課題に関する試論—我が国の少年矯正への示唆と展望— 早稲田大学社会安全政策研究所紀要, 1, 313-337.
- 5 Potter-Efron. R. T. 2005 Handbook of anger management: Individual, couple, family, and group approaches. New York & London: Routledge.

- 6 本田恵子 2007 キレやすい子へのソーシャルスキル教育—教室でできるワーク集と実践例— ほんの森出版
- 7 本田恵子 2010 キレやすい子へのアンガーマネージメント—段階を追った個別指導のためのワークシートとタイプ別事例集— ほんの森出版
- 8 本田恵子 2011 職員の専門性の向上に向けて 刑政, **122** (4), 46-55.
- 9 佐藤比呂明 2012 専門的処遇プログラムの現状 更生保護, **63** (11), 8-13.
- 10 住田洋俊・高野光司・小西好彦・宮脇富美男 2012 知的能力に制約のある対象者への、暴力回避教育プログラムの作成と検証—アンガーマネージメントを用いて— 矯正教育研究, **57**, 21-29.
- 11 Bプログラムは、早稲田大学の本田恵子教授によって作成された。
- 12 法務省 2012 平成24年版矯正統計年報
- 13 1回のセッションは90分で、2週間に1度の頻度で実施された。
- 14 第1回のフォローアップは終了から1ヶ月後に実施し、効果測定や生活状況の聞き取りを行った。第2回のフォローアップは終了から3ヶ月後に実施し、効果測定のフィードバックや生活状況の聞き取りを行った。
- 15 <http://anger-management.jp/book.html> (アンガーマネージメント研究会)
- 16 研修およびSVは早稲田大学の本田恵子教授によって行われた。
- 17 林 勝造 2007 P-Fスタディ解説 2006年版 三京房